

**益城町における女性職員の活躍の
推進に関する特定事業主行動計画**

平成28年4月

益 城 町

益城町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年4月1日
益 城 町 長
益 城 町 議 会 議 長
益 城 町 教 育 委 員 会

益城町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、益城町長、益城町議会議長、益城町教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、益城町特定事業主行動計画推進委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、町議会事務局、町教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

- ① 年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。
- ② 平成32年度までに、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合を、現状の9.1%（平成27年4月1日現在）から15%以上に引き上げる。
また、平成32年度までに、係長級以上の女性職員の割合を30%以上にする。
- ③ 育児休業を取得する男性職員の割合を10%以上にする。
- ④ 制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇の取得割合を80%以上に維持する。

4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

- ① 年次有給休暇の取得目標（15日以上）を職員に周知し、年休有給休暇の取得しやすい雰囲気醸成を図る。また、夏季休暇（4日間）の取得に併せて、年次有給休暇を取得するよう職員への勧奨を図る。
- ② 平成29年度より、女性職員のみを対象とする研修や外部研修（自治大学校、市町村アカデミー等）への派遣を行う。
- ③ 平成29年度より、女性職員を人事・財政・企画・議会担当等、多様なポストに積極的に配置する。
- ④ 出産を控える、又は出産を迎えた全ての男女職員に対し、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇等）の活用促進・助言を進める。また、制度利用促進のための代替臨時職員等の配置を検討する。

上記内容を併せて、女性が職場においてより活躍できる環境の構築に向けて、下記のとおり取り組む。

- ① 毎週火曜日に実施しているノー残業デーの取り組みを、平成29年度より週2日に拡大し、早期退庁を勧奨する。
- ② 出産・子育てなど個々の女性職員の事情に応じて、個別に育成方針を立てるなど、柔軟な人事プランを作成する。